

保健医療総務課作成

沖縄県公立大学法人沖縄県立看護大学評価委員会の概要について

1 概要

沖縄県公立大学沖縄県立看護大学法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）は、沖縄県の附属機関として、公立大学法人沖縄県立看護大学の中期目標、中期計画の策定等について知事に対し意見を述べるとともに、法人の業務実績について評価を行い、必要に応じて法人に対し、業務運営の改善その他の勧告を行う。

(1) 設置の根拠

地方独立行政法人法（以下「法」という。）第11条第1項
 沖縄県公立大学法人評価委員会条例

(2) 組織・運営

○委員	委員5人以内 経営又は教育研究に関し学識経験のある者その他相当と認められる者のうちから、知事が委嘱 任期は2年（再任可）
○委員長	委員の互選により選任 会務を総理し、委員会を代表 代理をする委員を指名
○会議	委員長が招集し、委員長が議長となる [開催要件] 委員の過半数の出席が必要 [議決要件] 出席委員の過半数で議事を決する
○資料の提出等	議事に関係のある者に対し、資料の提出、意見の表明、説明 その他必要な協力を求めることができる。

(3) 委員報酬

「沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則」に基づき、日額9,300円。
 費用弁償の額は、旅費条例の規定の適用を受ける職員の旅費相当額。

2 主な業務

(1) 設立団体の長に意見を述べること（法第11条第2項第1号関係）

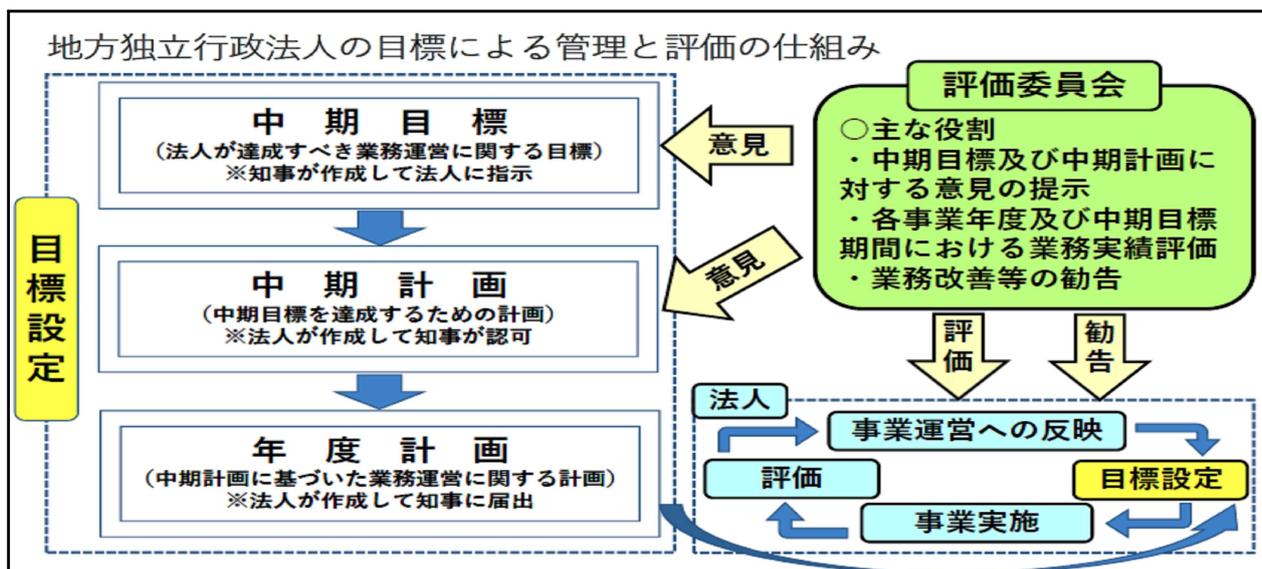
- ・ 設立団体の長が中期目標を定め、又は変更しようとするときの意見（法第25条第3項）
- ・ 出資等に係る不要財産の納付を設立団体の長が認可しようとするときの意見（法第42条の2第5項）
- ・ 条例で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供することを設立団体の長が認可しようとするときの意見（法第44条第2項）
- ・ 法人の役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準に係る設立団体の長への意見の申出（法第56条第1項（法第49条第2項準用））
- ・ 公立大学法人が作成する中期計画を設立団体の長が認可しようとするときの意見（法第78条第4項）
- ・ 中期目標期間の終了時において、設立団体の長が法人の業務を継続させる必要性、組織及び業務の全般にわたる検討を行うに当たっての意見（法第79条の2第2項）

(2) 公立大学法人の業務の実績を評価すること（法第11条第2項第2号関係）

- ・ 公立大学法人の毎事業年度に係る業務の実績等についての評価（法第78条の2第1項）
 - 中期目標期間における評価は、学校教育法に規定する認証評価機関の教育及び研究の状況についての評価を踏まえる（法第79条）
- ・ 公立大学法人に対する評価結果の通知等に係る設立団体の長への報告及び公表（法第78条の2第5項）

(3) 公立大学法人に勧告すること（法第11条第2項第3号関係）

- ・ 公立大学法人の毎事業年度に係る業務の実績等についての評価を行い、必要がある場合に業務運営の改善その他の勧告を行う（法第78条の2第4項）



3 今後のスケジュール（案）

年度	年月	事項	評価委員会審議事項等
令和4年度	令和4年 4月1日	○公立大学法人沖縄県立看護大学の設立	
	7月21日	○第1回評価委員会	○令和4年度計画の報告
	10月	○第2回評価委員会	○評価の方法・評価基準（案）について
令和5年度	令和5年 4月～6月末	○法人→評価委員会 令和4年度業務実績報告書等の提出 (法第78条の2第2項)	
	7月		○業務実績報告書等の内容確認 ○評価案の作成
	7月	○第1回評価委員会	○令和4年度業務実績の報告 ○令和5年度計画の報告
	10月	○第2回評価委員会	○令和4年度業務実績評価の検討
	11月		○評価委員会から ・法人へ評価結果の通知 ・必要に応じ、法人に業務運営の改善 その他の勧告 ・知事へ評価結果を報告・公表 (法第78条の2第4項)
	11月	○設立団体の長 ・議会へ評価結果の報告 (法第78条の2第6項)	